

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	国民健康保険制度改革に伴う特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施について
----	---------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第2号に基づく報告

国民健康保険制度改革に伴う特定個人情報保護評価の概要

1 実施の理由

区では、国民健康保険に関して、個人番号利用事務を平成 28 年 1 月に開始するにあたり、平成 27 年度に特定個人情報保護評価を実施した。今回、国民健康保険制度改革等に伴う事務の運用について、特定個人情報保護評価指針の別表に規定される重要な変更該当するため再実施を行う。

(1) 国民健康保険制度改革に伴うもの

国民健康保険においては、国民健康保険制度改革により平成 30 年度から都道府県が区市町村とともに国民健康保険を行うこととなった。今後、都道府県単位で被保険者の資格管理を行うために、改正後の国民健康保険法に基づき、全ての区市町村が共同して個人番号を含む資格管理事務及び当該事務処理に必要な『国保情報集約システム』に係る運用管理事務を東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託することになったため、個人番号を国保連合会に提供することになる。

(2) システム変更に伴うもの

区では、平成 31 年 2 月に国保システムを区のホストシステムから小型システム（『市町村事務処理標準システム』）に変更することとなったため、個人番号を保有するシステム自体が変更となる。

2 実施の時期

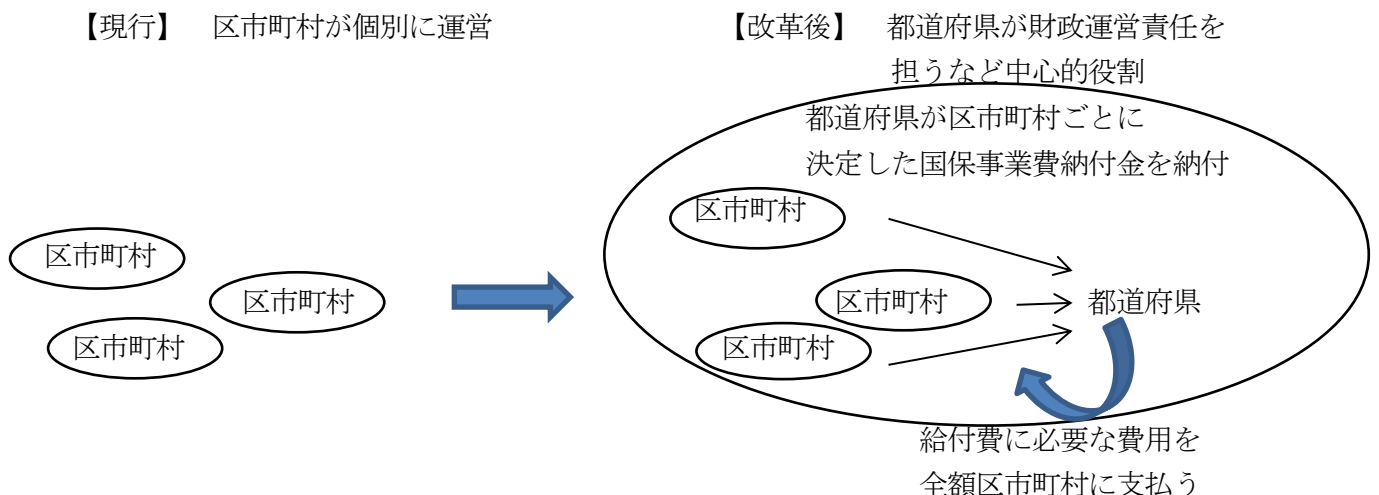
『市町村事務処理標準システム』は、国が主導的に開発し、希望する区市町村に無償で配布するシステムであるので、個人番号の取扱いに係る詳細の仕様が確定している。また、平成 30 年度の資格管理の準備のため、国保連合会との情報連携テストを本年 6 月から実施する予定である。この連携テストを行うまでに、パブリック・コメント、第三者点検を実施し、特定個人情報保護委員会へ評価書を提出する必要がある。

3 今後の個人情報保護審議会への諮問・報告予定

- (1) 特定個人情報保護評価書（最終案）の報告（平成 29 年 5 月予定）
- (2) 小型システム開発委託についての諮問・報告（平成 29 年 5 月予定）
- (3) 国保連への資格・給付共同管理委託についての報告（平成 29 年 5 月予定）

4 その他

(1) 国民健康保険の運営の変更



(2) 国保情報集約システムと市町村事務処理標準システムの連携 (イメージ)

- ・ 国保情報集約システムは、区市町村が行う資格管理及び給付事務のうち都道府県単位で一元的に管理が必要な資格の取得・喪失年月日情報及び高額療養費の多数回該当に係る該当回数を管理し、区市町村間における情報連携等を支援。区市町村は運用管理を国保連合会に共同委託。

